

## 「出席停止に関する申出書」の記入について

学校感染症に罹患し、治癒後、登校する際は、「出席停止に関する申出書」について保護者記入の上、学校へ提出してください。

なお、医療機関にて登校許可証（治癒証明書）等が発行された場合は、そちらをご提出ください。

### 学校感染症と出席停止期間（学校保健安全法施行規則より）

| 感 染 症 名         | 出席停止の期間（以下の基準に基づき主治医が判断）               |
|-----------------|--|
| インフルエンザ         | 発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。             |
| 百日咳             | 特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌性物質治療終了まで。          |
| 麻疹（はしか）         | 解熱後3日を経過するまで。                          |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下・額下・舌下の各腺の腫脹が発現後5日を経過し、全身状態が良好になるまで。 |
| 風しん（3日ばしか）      | 発疹が消失するまで。                             |
| 水痘（水ぼうそう）       | すべての発疹が痂皮化するまで。                        |
| 咽頭結膜熱（プール熱）     | 主要症状が消退した後2日を経過するまで。                   |
| 結核              | 症状により学校医その他医師において感染の恐れがないと認めるまで。       |
| 髄膜炎菌性髄膜炎        |  |
| 新型コロナウイルス ※     | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。      |

※ 令和5年5月8日より第2種に追加。「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年4月28日）によるものです。

#### 【 問い合わせ先 】

愛知教育大学附属特別支援学校

担当 教頭 ・ 養護教諭

電話 （0564）21-7300